

奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森川 邦雄	大和郡山市筒井町一二九六
〃	奥田 敏夫	〃 〃 二二五
〃	伊豆 幸次	〃 〃 一五四〇
〃	堀江 正次	〃 〃 一四九六
〃	藤田 正信	〃 〃 九条平野町一―四一
〃	中川 光義	〃 〃 筒井町一五六九
〃	灰藤 誉生	〃 〃 大阪市東成区大今里南六―一四―一九
〃	灰藤 好明	〃 〃 大和郡山市筒井町五九五―二
〃	竹本 嘉之	〃 〃 一三七九
〃	松田 悦治	〃 〃 一三九五―一
〃	堀口 博史	〃 〃 一五二三
〃	森村 誠一	〃 〃 一五六五―一
〃	八百井 智	〃 〃 五九〇―一
〃	石田 克正	〃 〃 一六二七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森川 邦雄	大和郡山市筒井町一二九六
〃	石田 克正	〃 〃 一六二七
〃	伊豆 幸次	〃 〃 一五四〇
〃	堀江 正次	〃 〃 一四九六
〃	伊豆 佳三	〃 〃 一五三七―一
〃	中川 光義	〃 〃 一五六九
〃	藤田 正信	〃 〃 九条平野町一―四一
〃	灰藤 好明	〃 〃 筒井町五九五―二

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃  
松田 伊谷 森村 堀口 松井 竹本 橋本  
誉 維男 誠一 博史 勇 嘉之 昌史

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃  
一三九二 一五九七 一五六五―一  
一五二三 一三七八―二 一三七九 一六〇九